

2024年度愛知県文化活動事業費補助金

愛知県内の文化芸術活動を支援します！

愛知県では、文化芸術の振興を図るため、県内で活動する文化団体が行う各種文化活動に対し助成を行っています。申請された事業は外部委員による企画審査会で審査・選考を行い、補助対象事業と補助額を決定します。

申請期間 2024年4月26日（金）から2024年6月4日（火）まで

※郵送の場合は、2024年6月4日（火）の消印有効

1 補助対象事業

- 2024年4月1日以降に実施し、2025年3月31日までに終了する事業であること。
- 申請は1団体1事業1区分のみ。

※ ただし、次の①から⑨までのいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を主たる目的とする事業
- ② 愛知県から他の補助金を得て実施する事業
- ③ 政治的又は宗教的意図を有する事業
- ④ 文化芸術の振興・普及以外(国際交流、環境保護、教育、福祉など)に主眼が置かれている事業
- ⑤ 教室等のお稽古ごと、習いごとの発表会
- ⑥ チャリティー事業
- ⑦ 冠公演(特定の企業名を事業名に付すもの)及び展示即売事業
- ⑧ 個人のリサイタルや個人出版
- ⑨ 暴力団の利益となるような事業

2 対象事業区分

A 企画提案事業（上限 100 万円の補助）

会員等特定の者を対象とする活動でなく、広く一般の方が参加できる国内実施の文化事業に助成します。

- ・ 文学(小説、詩、短歌、俳句、川柳、随筆など)の発表、出版
- ・ 音楽(民謡、吟詠を含む)、演劇、舞踊、伝統芸能(雅楽、能、狂言など)の発表、公演
- ・ 美術(絵画、彫刻、工芸など)、写真の発表、展示
- ・ メディア芸術(映画、漫画、アニメーションなど)の発表
- ・ 生活文化(茶道、華道、書道など)の発表 など

B 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業（定額 20 万円の補助）

上に記載の文化事業のうち、特に、子ども、障害者など多様な人々が等しく文化芸術に親しむための工夫や配慮があり、県民の参加や鑑賞機会の提供に貢献している事業に助成します。

C 後継者育成事業（上限 100 万円の補助）

愛知県に古くから伝承し、愛知の文化の特色となっている指定文化財又はそれに準ずるものを保存伝承する目的で、後継者を育成するために行う研修、講習事業に助成します。

<古典芸術(雅楽、能、狂言など)、民俗芸能(棒の手、山車文楽など)、伝統工芸(和紙、七宝、絞りなど)など>

3 補助対象となる団体

次の要件を全て満たす団体を対象とします。アートプロジェクト等実行委員会形式で行う場合については、主たる構成団体について、次の①から⑤までの要件を全て備えた団体であることが必要です。

- ① 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体
- ② 活動の本拠が愛知県内にある団体(主として県内在住の方で構成される団体)
- ③ 2024年4月1日現在で、満1年以上継続して文化活動の実績を有する団体
- ④ 団体規約等(意思決定、会計等について定めたもの)を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されている団体
- ⑤ 独立した会計経理を行っている団体

※ ただし、次の①から⑦までのいずれかに該当する団体は対象となりません。

- ① 市町村及び市町村の関係団体等(実行委員会の構成員、文化活動団体との共催の場合は除く。)
- ② 営利を主たる目的として活動している団体
- ③ 政治団体及び宗教団体
- ④ 文化活動以外を主たる活動内容とする団体(国際交流、環境保護、教育、福祉など。)
- ⑤ 学校、企業、事業所等内の文化活動団体(文化サークルなど。)
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- ⑦ 上記⑥であることを隠蔽するため、虚偽の申請をした団体

4 申請額

◇ A 企画提案事業、B 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業

※申請条件①、②をとともに満たす必要があります。

事業区分	申請条件① 補助金算定基礎額※1	申請条件② 自己負担額※2	申請額
A	150万円以上 (新規団体※3:100万円以上)	50万円以上	(ア) 自己負担額 (イ) 補助対象経費の合計 × 1/3(新規団体は1/2) ⇒(ア)、(イ)のいずれか小さい額 (千円未満切り捨て)
B	40万円以上	20万円以上	20万円

◇ C 後継者育成事業

補助金算定基礎額※1	申請額
450万円以上	100万円
350万円以上 450万円未満	80万円
250万円以上 350万円未満	60万円
150万円以上 250万円未満	40万円
50万円以上 150万円未満	20万円

・ 自己負担額※2の範囲内とする。(千円未満切り捨て)
・ 自己負担額が20万円未満の場合は申請対象外となります。

※1 補助金算定基礎額とは、補助対象経費の合計。

※2 自己負担額とは、事業費(補助対象経費と対象外経費の合計金額)から本補助金を除く収入(公的助成、入場料、広告料協賛金、図録販売など)を差し引いたもの(補助金がなかった場合の赤字額)。なお、事業費には本紙4ページ「6 申請書に記載できない経費」に記載の経費を含みません。

※3 新規団体は、2019年度以降に愛知県文化活動事業費補助金の交付決定を受けたことのない団体とする。

5 補助の対象となる経費

◇ A 企画提案事業、B 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業

	大項目	小項目	内 訳
補助対象経費	公演・展示等に要する事業費	会場費	会場使用料(前日仕込、公演日、翌日バラシのみ対象) 付帯設備費(公演・展示等を行う会場に支払うもののみ対象)
		舞台費	大道具・小道具・音響・照明・衣装費(クリーニング代は対象外)、 公演当日に必要な楽器借料・調律費
		会場設営費	会場設営・撤去費など
		運搬費	楽器運搬費、道具運搬費、作品運搬費(駐車場代は対象外)
		映像制作・上映費	映像関係費 (販売・団体の広告活動等に用いるもの及び出演料等人件費相当分は対象外)
		記録費	出演者への配布等を目的とした記録費 (販売・団体の広告活動等に用いるもの及び出演料等人件費相当分は対象外)
	出版	出版費	刊行物発行費
その他	印刷費 上限 50 万円	プログラム・図録・ポスター・チラシ・入場券・招待状・案内状・台本等印刷費、 印刷物デザイン料(写真作成等も含む)、プログラム等への原稿料 (団員等が自ら行うコピー代、紙代、インク代等は対象外) (アンケート、礼状、美術作品の名札等は対象外)	
	広告宣伝費 上限 50 万円	新聞・雑誌等への広告掲載料、新聞折込料、テレビ・ラジオ等の放送料、駅 貼り・電車の中吊り広告料 (ホームページ、Web広告、広告塔、看板等は対象外) (広告・宣伝にかかる人件費相当分は対象外)	
対象外経費	印刷費のうち 50 万円を超える部分、広告宣伝費のうち 50 万円を超える部分、著作権使用料、公募に係る 審査料、作詞・作曲・編曲料、舞台監督料、振付料、ゲスト出演料、交通費、宿泊費、送料、振込手数料、 催事保険料、事前の練習・準備にかかる費用など		

◇ C 後継者育成事業

	大項目	小項目	内 訳
補助対象経費	研修・講習に要する事業費	会場費	会場使用料(講習会にかかる費用のみ対象)
		謝金・旅費	講師謝金、講師旅費
		教材費	材料費、道具借上料、消耗品費
	その他	印刷費	テキスト印刷費、公募に伴う印刷費 (コピー代、紙代、インク代等は対象外) (アンケート、礼状、美術作品の名札等は対象外)
広告宣伝費		新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、テレビ・ラジオ等放送料、 駅貼り・電車の中吊り広告料(広告塔や看板等は対象外) (広告・宣伝にかかる人件費相当分は対象外)	
対象外経費	事業実施に伴う舞台設営費、看板費、送料、記録費など		

※ 補助対象経費については、実績報告書提出時に領収書、請求書、契約書等(以下支払関係書類)の写しを提出する必要があります。次の①②の要件を満たさない場合は、補助対象経費として認められず、助成金額が減額されることがありますので、御注意ください。

- ① 業者発行の支払関係書類であること。
- ② 金額、宛先(補助対象団体名以外は不可)、発行者の押印もしくはサイン、内容(但書き、内訳、明細等)が明記されていること。(レシート等は不可)

6 申請書に記載できない経費（事業費と認められず、補助対象外経費にも計上できないもの）

次の①から⑥までの経費については、外部に委託した場合でも申請書には記入できません。

- ① 食糧費（レセプション・パーティー経費、弁当代、お茶代等も含む）
- ② 団体運営費（団員への給与、団体の備品・事務所代等）、事務所維持費（通信費、光熱水費等）
- ③ 楽器、事務機器等の購入費及び修理費
- ④ 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）
- ⑤ 公募に要する経費のうち、賞金、賞品・記念品代等
- ⑥ その他、事業を実施したことによりかかった経費として認められない経費及び団体が負担すべきと認められる経費

7 申請の流れ

◇ 申請方法

郵送 又は 文化芸術課へ直接持参

- ・ 郵送の場合は、2024年6月4日（火）の消印有効
- ・ 持参の場合は、必ず事前に文化芸術課に御連絡の上、お越しく下さい。

□ 宛先

愛知県民文化局文化芸術課企画グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎8階）

様式・記入例はこちらから！

◇ 提出書類・提出部数

次の①から⑤までの全ての書類を1部ずつご提出ください。



① 補助金交付申請書一式＜アからエまで各1部＞

ア 申請書

イ 事業実施計画書

ウ 団体活動状況調

エ 収支予算書

- ・ 文化芸術課 Web ページに掲載の様式をダウンロードし、必要事項を御記入ください。
- ・ 様式に変更がありますので、必ず今年度の新しい様式で申請してください。
- ・ アからエまでの各様式はA4サイズ1枚としてください。
- ・ 申請団体の代表者は本名で申請してください。（通称・芸名・屋号などは不可）。

② 団体規約等（意思決定、会計等について確認できるもの）＜1部＞

③ 役員名簿＜1部＞

（実行委員会形式で行う場合は、主たる構成団体についても提出してください。）

④ 会員名簿（在住地記載のもの）＜1部＞

（実行委員会形式で行う場合は、主たる構成団体についても提出してください。）

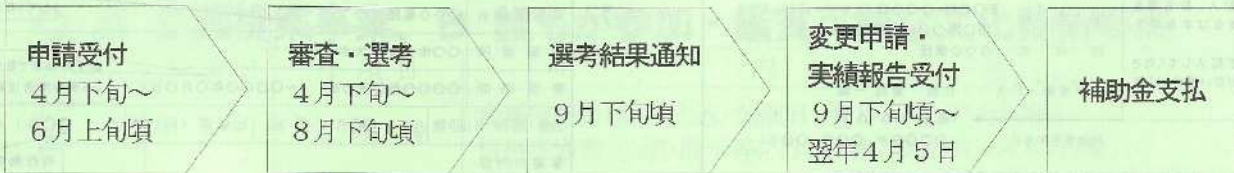
⑤ 前年（前年度）の活動プログラム、チラシ等＜1部＞

※ 記載内容に関するの問合せをすることがありますので、必ず写しを取り、保管してください。

また、提出書類は5年間保存していただく義務が発生します。

※ 申請書類及び添付書類は、助成対象事業の採択にあたっての重要な審査資料となります。提出後の事業の内容及び予算額に大きな変更が生じることのないよう、その内容については十分に検討のうえ作成してください。

◇ 補助の決定と実績報告書の提出について



外部委員による「愛知県文化活動事業費補助金企画審査会」で審査・選考を行い、本事業の予算の範囲内で補助対象事業と補助額を決定し、2024年9月下旬頃までに選考結果を通知します。(補助事業として採択された場合であっても、必ずしも申請額がそのまま補助額となるわけではありません。)

また、補助対象となった事業については、事業終了後に実績報告書を提出いただきます。

※ 補助金の最終確定額は、事業終了後に提出いただく実績報告書により、選考結果で通知した補助金額の範囲内で算定されます。交付申請時から収入・支出に変動が生じた結果、交付決定時の補助額から減少する場合や、補助金の交付が出来なくなる場合がありますので、御留意ください。(補助金の交付が出来ない場合：補助金算定基礎額が下限額を下回る場合や、自己負担額が規定の範囲内を下回る場合など)

8 審査基準

補助対象事業を決定する際には、下記の審査基準により選定します。

A 企画提案事業

- ア 活動内容が先駆け、あるいは新しい試みなど独創性に富んでいるか。(先駆性、実験性)
- イ 愛知の文化芸術を国内外に向けて発信しているか。(発信性、国際性)
- ウ 次代を担うことが期待される芸術家等の文化芸術活動か。(将来性)
- エ その他、本県における文化芸術振興への寄与が特に高いと認められるか。(貢献度)

B 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業

子ども、障害者など多様な人々が等しく文化芸術に親しむための工夫や配慮があり、県民の参加や鑑賞機会の提供に貢献しているか。

C 後継者育成事業

- ア 次代を担うことが期待される後継者の育成に寄与する事業か。(将来性)
- イ 保存伝承のための事業を継続して行っているか。また、これまでにどのような後継者人材を育成してきたか。(継続性、育成成果)
- ウ 愛知の文化の特色を国内外に向けて発信しているか。(発信性、国際性)
- エ その他、本県における文化芸術振興への寄与が特に高いと認められるか。(貢献度)

◇ 問合せ先

愛知県県民文化局文化部文化芸術課企画グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (愛知県庁西庁舎8階)

電話：052-954-6184 (ダイヤルイン) FAX：052-972-6075 E-mail：bunka@pref.aichi.lg.jp

◇ 文化芸術課 Web ページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/>



募集案内はこちらのwebページでも掲載しております！

愛知県文化活動事業費補助金交付要綱等はwebページにて御確認ください。

補助金交付申請書の記入例

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事 殿

必ず本名で記入。氏名等を使用したい場合は本名の下に記入。
※職名も必ず記入してください。(特に職がない場合は「代表」と記入)

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番地
団体名 〇〇〇楽団
代表者(氏名) 〇〇〇 〇〇〇 代表 〇〇〇 〇〇〇
(苗名 △△ △△)
代表者生年月日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

2024年度文化活動事業費補助金交付申請書

文化活動事業費補助金の交付を受けたいので、文化活動事業費補助金交付要綱第3条の規定によって、下記のとおり申請します。

申請する区分にチェックをつけてください。

1 交付を受けようとする事業の内容

申請区分	<input type="checkbox"/> 企画提案事業 <input checked="" type="checkbox"/> 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業 (該当事業に印を付けてください)	
申請事業	分野	事業名
	分野についても記入してください。 「音楽・演劇・舞踊・伝統芸術」 「音楽・演劇・舞踊・伝統芸術・美術・メディア芸術・文学・生活文化ほか」のうち、いずれか一つ	

2 補助金交付申請額

事業費①	補助金算定基礎額②	補助金交付申請額③
〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円

- 3 添付書類 (1)事業実施計画書(別紙様式)
(2)団体活動状況調(別紙様式)
(3)収支予算書(別紙様式)
(4)その他参考資料

連絡先(事務担当者)	氏名	〇〇 〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇郡〇〇町〇〇1-1		
			E-mail	〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇

注1 愛知県では、事業・事業から暴力団を排除しています。愛知県文化活動事業費補助金交付要綱及び愛知県文化活動事業費補助金実施細則に基づき、暴力団を利用すると認めるときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかとなったときは、交付決定を撤回し、又は補助金の返還を求めることがあります。
注2 本申請に係る補助金の交付が暴力団を利用するかどうかについて、愛知県警察本部長に申請者の住所、氏名、電話番号その他申請書及び添付書類に記載された情報を提供し、意見を聴くことがあります。

(別紙様式)

事業実施計画書(その1)

事業名	〇〇〇演奏会、〇〇〇美術展、公演「〇〇〇」など		事業名・実施団体名は交付申請書と同じ名称で記入してください。
実施団体名	〇〇〇楽団		
実施場所	〇〇市市民会館大ホール		
事業期間	〇〇〇〇年〇月〇日()~〇〇〇〇年〇月〇日()		必ず月日まで記載。(不明な場合は終了月末)
公演(展示)日(回数)	〇〇日(〇回)	出版部(回数)	〇〇部(〇回)
事業の内容	〇〇の演奏 主な曲目 〇〇〇作曲「〇〇〇」など 〇〇回の展覧会 一般公募期間、審査予定日、出品点数など 演目「〇〇〇」 作者、演出者、出演者、あらすじなど ・事業の内容がよくわかるように、詳しく記入してください。 ・事業実施計画書(その2)には、審査基準ごとの内容を記入してください。		
事業の目的	〇〇文化の発展のため〇〇事業を行う。 有料入場者数は「収支予算書(2-1)」の入場料内訳と合致するよう記載 公演や展示会等を鑑賞に来ると思われる人達の居住地域		
参加者数(出品点数)	入場者数	人数	人場者等の地域
会員	〇〇人(〇〇名)	有料	〇〇〇人
非会員	〇〇人(〇〇名)	無料	〇〇〇人
計	〇〇人(〇〇名)	計	〇,〇〇〇人
共催	〇〇新聞社、〇〇テレビ放送		実行委員会形式(共催)の場合「共催 〇〇協会、〇〇市等」
後援	〇〇市教育委員会、〇〇市		
協賛等	〇〇株式会社、〇〇株式会社		

企画提案事業・後継者育成事業の記入例

事業実施計画書(その2)

事業名	〇〇〇演奏会、〇〇〇美術展、公演「〇〇〇」など
実施団体名	〇〇〇楽団
審査基準ごとの、事業の詳細(P.Rできるものは何か)	
<先駆性、実験性>	活動内容が先駆け、あるいは新しい試みなど独創性に富んでいるか。 [<将来性> 次代を担うことが期待される後継者の育成に寄与する事業か。]
<発信性、国際性>	愛知の文化芸術を国内外に向けて発信しているか。 [<継続性、育成成果> 保存伝承のための事業を継続して行っているか。また、これまでどのような後継者人材を育成してきたか。]
<将来性>	次代を担うことが期待される芸術家等の文化芸術活動か。 [<発信性、国際性> 愛知の文化の特色を国内外に向けて発信しているか。]
各項目について、審査基準ごとに具体的に、詳しくアピールしてください。この欄の記載内容は、企画審査会で選考する際の審査材料になります。	
<貢献度>	本県における文化芸術振興への寄与が特に高いと認められるか。
<その他>	その他、アピールできる事項

誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業の記入例

事業実施計画書(その2)

事業名	〇〇〇演奏会、〇〇〇美術展、公演「〇〇〇」など
実施団体名	〇〇〇楽団
審査基準ごとの、事業の詳細(P.Rできるものは何か)	
子ども、障害者など多様な人々が等しく文化芸術に親しむための工夫や配慮があり、県民の参加や鑑賞機会の提供に貢献している事業か。	
【例】 ・公募展覧会や出版事業において、子ども、障害者などの作品の枠を設ける。 ・公演事業の出演者について、より広く募る工夫をする。 ・パンフレット、作品紹介、図録などに多言語を併記する。多言語版を作成する。易しい日本語版、点字版などを作成する。 ・子ども向けや外国人向けなどのガイドを行う。 ・出版物を福祉施設、学校など、より様々な人に届くよう頒布する。 ・バリアフリーの会場を使用する。公演において親子席や車いす席を設ける。 など	
その他、アピールできる事項 ※先駆性、実験性：活動内容が先駆け、あるいは新しい試みなど独創性に富んでいるか。 ※発信性、国際性：愛知の文化芸術を国内外に向けて発信しているか。 ※将来性：次代を担うことが期待される芸術家等の文化芸術活動か。 など	
両項目について、詳しくアピールしてください。この欄の記載内容は、企画審査会で選考する際の審査材料になります。	

(別紙様式)

団体活動状況調査

Form for group activity status survey including fields for group name, location, phone number, membership, and achievements.

記入例 ①

企画提案事業 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業

収支予算書(2-1)

Income and expenditure budget table (2-1) with columns for item, amount, and description.

※ 県補助金(⑤)欄には、収支予算書においては補助金交付申請額、収支決算書においては補助金交付決定額を記入する。

- 以下は、企画提案事業に申請する団体のみ記入
(1) 自己負担額(④-⑤)
(2) 「新規団体」(2019年度以降に愛知県文化活動事業費補助金の交付決定を受けたことのない団体)

Table showing subsidy calculation details for different categories like cultural promotion and youth education.

記入例 ②

企画提案事業 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業

収支予算書(2-2)

Income and expenditure budget table (2-2) with columns for item, amount, and description.

※以下のものは計上できません。補助対象外経費としても記載しないでください。
- 食糧費(レセプション・パーティー経費、お弁当代、お茶代等を含む)

後継者育成事業の記入例

後継者育成事業

収支予算書

Income and expenditure budget table for successor education with columns for item, amount, and description.

2 支出の部 (単位:円)

Expenditure section table with columns for item, amount, and description.

※ 県補助金(⑤)欄には、収支予算書においては補助金交付申請額、収支決算書においては補助金交付決定額を記入

補助事業として採択された場合のメリット

- 補助事業の広報チラシ等に「2024年度愛知県文化活動事業費補助金採択事業」と記載いただけます。
- 補助事業の広報チラシを愛知芸術文化センターにて配架します。
- 過去に開催実績がなくても後援名義の使用を承認する場合があります。

文化振興基金への寄附金を募集しています！

文化活動事業費補助金は、財源の一部に文化振興基金を充当しております。
文化振興基金への皆さまからの寄附金は、文化活動事業費補助金、国際芸術祭「あいち」開催経費など、文化振興事業に使われます。

本県の文化芸術振興の趣旨に御賛同いただき、文化振興基金への御寄附をお願いいたします。

寄附金についてのお問合せは、文化芸術課まで御連絡ください。

(寄附金は、税法上の優遇措置が受けられます。)

<愛知県県民文化局文化部文化芸術課 電話 052-954-6184 (ダイヤルイン)>



愛知県文化事業のマスコットキャラクター
「ブンゾー」